

# マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

（一部改正）

平成15年10月31日付 農林水産省告示第1792号

平成18年 8月16日付 農林水産省告示第1163号

動生剤基準のマイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.3.3、3.3.6及び3.3.8により規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。